

## 那須町総合教育会議設置要綱（案）

## （目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町の教育の振興に資するため、那須町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急に講ずべき措置に関すること。

## （組織）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって組織する。

## （招集）

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると認めるときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

## （意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

## （会議の公開）

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## （議事録）

第7条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、この限りでない。

(調整結果の尊重)

第8条 町長及び教育委員会は、総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。